

すずらんの里 介護福祉士実務者研修（通信課程） 学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者（以下、「当法人」という。）が実施する。

社会福祉法人 天龍会

特別養護老人ホーム すずらんの里

熊本県八代市葭牟田町435番地

（目的）

第2条 急激な高齢化が進む現代において、多様化する介護ニーズに対応した適切で質の高い介護サービスを提供するため、個別性を重んじた対人援助の基礎となる理念、倫理観を醸成し、且つ、専門職としての基本姿勢、知識、技術等を修得させ、広く社会福祉に貢献できる介護職員を養成することを目的とする。

（研修事業の名称・位置・研修課程）

第3条 研修事業名称及び位置は、次の通りとする。

すずらんの里 介護福祉士実務者研修（通信課程）

熊本県八代市新町5番20号（やつしろハーモニーホール）

（研修期間）

第4条 研修の開講期間は、各学級とも6ヶ月間とする。

（受講対象者）

第5条 介護福祉士の資格取得に向けて意欲のある者。

（入学期間）

第6条 原則、2年以内とする。

（受講生の募集と選抜方法）

第7条 （1）募集は、一般募集及び当法人の職員であり、代表者の推薦を受けた者にする。

（2）受講生の人数制限があるため、早めに申込があった方を優先に対応をはかる。

また、必要によっては面接・選抜を行い受講決定する。

(受講料)

第8条 受講費用は次の通りとする。

受講予定の有する資格	受講料	備考
訪問介護2級修了者もしくは介護職員初任者研修修了者	178,000円	テキスト代、税込
介護職員基礎研修修了者	58,000円	テキスト代、税込

使用する教材：介護職員等実務者研修テキスト【第1巻～5巻】（中央法規出版）

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、学則別表1の通りとする。

(研修修了の認定方法)

第10条 修了の認定は以下の通りとする。

- (1) 受講料を全額納付し、①第9条に定めるカリキュラムの全課程を履修していること。
②通信での課題は提出期限を厳守し、添削して7割以上の得点であること。③実技・演習での技術が修得されていること。
- (2) 全課程を修了した時点で、同条(1)の評価と受講態度を総合的に評価し、A評価(90点以上)・B評価(80～89点)・C評価(70～79点)・D評価(70点未満)の4段階で評価する。認定は、C以上で評価基準を満たしたものとする。
ただし、D判定の者については再提出とし、合格するまで再提出を行う。
- (3) 面接授業(スクーリング)の介護課程Ⅲ及び医療的ケア演習は、全てを受講すること。原則として、遅刻・欠席は認めない。

(代替受講)

第11条 面接授業(スクーリング)の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると同法人が認める者については、同研修の次期コースを代替えで受講することによりカリキュラムの履修完了とする。代替受講は事前の申し出を原則とする。

この場合、代替受講は無料とし修了証明書の発行は代替え受講の終了日とする。

(教職員の組織)

第12条 学 校 長	1名
専任教員(内主任1名)	6名
講 師(介護過程Ⅲ)	5名
講 師(医療的ケア)	4名
講師添削(課題添削)	若干名
事務職員	1名

以上の教員組織で実務者養成研修を行う。

（実務者養成研修対象地域）

第13条 研修対象地域は、通学ができる九州圏内とする。

（休業日）

第14条 休業日は次の通りとする。ただし、校長が必要と認めた場合には、休業日を変更することがある。

- （1）年末年始 12月29日～1月3日
- （2）夏季休業 8月13日～8月15日
- （3）国民の祝日に関する法律に規定する日

（入所の手続き）

第15条 受講者は、当法人が別に認める時期内に次の書類を提出しなければならない。

- （1）入学願書（経歴書）
- （2）修了証書の写し
- （3）受講料支払い書及び預金口座振替依頼書・自動支払利用申込書

（退学）

第16条 退学をしようとする受講生は、退学願を提出し当法人の許可をえなければならない。

（休学）

第17条 受講生は、疾病その他やむを得ない理由により、修学することが出来ない場合は、当法人の許可を得なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

（復学）

第18条 休学していた者は、休学理由が消滅し復学しようとするときは、復学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。

（受講資格の取り消し）

第19条 次の各号に該当する者は、受講資格を取り消すことができる。

- （1）受講意欲が著しく欠けており、修了の見込みがない。または本学則の目的に沿わないと当法人が認めた者。
- （2）当法人の代表から推薦が取り消された者。
- （3）当研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者。
- （4）当法人の定める受講料支払いの規定に反した者。
- （5）その他、本学則の目的から逸脱した言動があったと当法人が認めた者。

（ 修了証書等の交付 ）

第 20 条 第 10 条の定めにより、研修を修了したことを認定された者には、当法人において修了証明書を交付する。

（ 修了者の管理 ）

第 21 条 第 10 条の定めにより、研修を修了したことを認定され、第 16 条により修了証明書の授与を受けた者について、当法人が修了者台帳を作成し、氏名、住所、生年月日、修了年月日、修了番号等を記載して管理する。

（ 個人情報保護 ）

第 22 条 運営上、知り得た受講者にかかる個人情報は、必要最低限の範囲で適切に取り扱うものとする。当法人の個人情報方針により、秘密保持には十分な管理を行えるよう従業員に対して定期的に研修を行い、個人情報の適切な取り扱いを徹底する。

（ 施行細則 ）

第 23 条 本学則に必要な細則ならびに、この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がそれを定める。

（ 附則 ）

この学則は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。